

新日本スポーツ連盟愛知県連盟卓球協会規約

第1章 名称

第1条 本会は、新日本スポーツ連盟全国卓球協議会の愛知県における組織で新日本スポーツ連盟愛知県連盟卓球協会（略称、スポーツ連盟愛知卓球協会）と称し、事務所を新日本スポーツ連盟愛知県連盟種目センター内に置く。

第2章 目的・活動

第2条 本会の目的及び活動は、スポーツ連盟規約にのっとり行われ、愛知県における卓球界の大衆的、民主的発展に寄与する。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の諸活動を行う。

- (1) 各種競技会、教室、講習会などを開催する。
- (2) 指導員、審判員、選手の養成を行う。
- (3) 機関紙を発行する。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 組織

第4条 本会は、本会の規約を認めるクラブ及び個人で構成する。

第5条 本会への加盟は、所定の手続きを経て規定の加盟費、連盟費を納めなければならない。

第6条 本会の加盟、脱退は、自由であるが本会の名誉を著しく傷つけ、又、多大な損害をあたえたクラブ、個人は脱退させることができる。又、連盟費を理由なく滞納したクラブ、個人は資格を失うものとする。

第4章 機関

第7条 本会の機関は、総会、理事会、常任理事会とする。

第8条 総会は、年1回開くものとし会長が招集する。又、理事会が必要と認めたとき臨時総会を開くことができる。

第9条 総会は、代議員総会とする。その構成については理事会で決める。

第10条 理事会は、総会につぐ議決機関であり、必要に応じて開き本会の運営に関する諸問題を審議、決定する。構成は各クラブから選出された理事と総会で選出された常任理事とする。

第11条 常任理事会は、総会、理事会の決定にもとづいて日常会務を執行、処理し、その処理事項は理事会の承認を受けるものとする。

第12条 各機関の会議は、定数の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定する。

第5章 役員

第13条 総会は、次の役員を選出する。なお会計監査は監査の結果を総会に報告する。

会長1名、常任理事、会計監査

第14条 理事会は、会の運営を円滑に行うため互選により次の役員を置く。

理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、会計1名

第15条 役員任期は、総会から総会までとする。但し、再選を妨げない。

理事会及び一般加盟者より協力を募り、専門部を設ける

専門部は以下のとおりとする

①機関誌部 ②技術部 ③組織部 ④施設部 ⑤広報部

第6章 財政

第16条 本会の財政は、種目活動費、事業益金、寄付金その他でまかなう。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとし、会計報告は総会の承認を必要とする。

付則

第18条 理事会は、この規約に定められていない事項については規約の精神にもとづいて処理することができる。

第19条 この規約の改廃は、総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 この規約は、1994年3月27日より効力を発揮する。

その他

慶弔規定を下記の通り設けます。当面は弔慰事項のみとします。

役員本人が死亡したとき、弔電を送ります。

1996年3月23日名称変更。

2000年4月29日会計年度変更、慶弔規定追加。

2001年4月29日慶弔規定（役員死亡時生花→香典）変更。

2014年6月21日慶弔規定（1）・3）削除、2）より及び香典を削除）変更。

第15条1行目より3行追加（専門部）